農

番 1 2 4 5 4 4 3 6 1 1 ** 4 6 号 農業改良資金助成法の一部を改正 法律案 獣医療法案 獣医師法の一部を改正する法律案 森林組合合併助成法の一部を改正 松くい虫被害対策特別措置法の する法律案 部を改正する法律案 家畜改良増殖法の一部を改正する する法律案 件 名 衆 院議先 衆 " " 参 四 月提 Ξ Ξ 11, 11 = . - 0 Ξ _ 0 日出 四 委員会付託 Ξ Ξ Ξ =; -1, 10 1, 10 (구) (F) ₹ • (予) (구 구) 参 委員会議決 可 可 可 可 可 可 五 五 뗏 詵 五 三、二七 三、二七 一六 決 決 決 決 決 四 可 可 可 可 可 本会链链决 可 院 Ŧ, 三、二七 ¥ Ŧ, 呵 三、二七 — 三 _ = — 七 決 決 決 決 決 決 委員会付託 =, == Ξ Ξ Ξ **F** 衆 _ 0 四 委員会議決 可 可 可 可 可 可 Ξ 四 Ø 땓 Ŧ 議 = 二六 二六 — 五 — 五 <u>一</u> 決 決 決 決 決 決 本会協議決 四、 可 可 可 院 可 可 可 三、二六 M Q 网 Ξ 五、二一 二六 一 六 一六 一六 決 決 決 決 決 決 備 考

(注) ※は予算関係法律案

0

農林水産委員会

内閣提出法律案(八件)

| | -11 | L |
|-----------------------------|---|-------|
| 2 | 番 号 | |
| 青年農業者就農援助法案 | 名 | |
| (m、 二、 m) 外 三 名 料 三 名 | (月日) | |
| 三、四、二五五 | 付 予 併 日 送 | |
| | 出り、サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・ | |
| 三、二四 | 麥 質会包託 | 参 |
| 未 | 委員会議決 | 義 |
| 了 | 本会議議決 | 院 |
| 三、二五 | 委員会付託 | 衆 |
| | 委員会議决 | 義 |
| | 本会議議決 | 院 |
| | 備 | |
| | 考 | |

· 本院院議員提出法律案 (一件)

| 6 7 | 6 6 | 番 |
|---|---------------------------|-----------|
| 改正する法律案 | 法律案 | 件名 |
| " | 衆 | 院議先 |
| = | 四 | 月提 |
| = | = | 日出 |
| 三、 (チ) 三 | 四、 四、 二 七 | 委員会付託 |
| 可 五、一四 | 可 平 一 | 委員会議決 |
| 可表 | 可真、 | 本会議 議決 |
| =, - = | 四、 四、 一 七 | 委員会付託 |
| 可四 | 可 四、三 | 委員会議決 |
| 決 宣 次 등 | 可四、三次 | 本会議議決 |
| | 参本会議趣旨説明 一也 一四、四、二七 | 備考 |

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法

第一一号)

ものであって、その主な内容は次のとおりである。
くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進しようとするともに、補完的な駆除措置の導入及び樹種転換の促進を図り、松びその松林と一体的に被害対策を進めるべき松林を明確にすると依然として発生している状況にかんがみ、特に保護すべき松林及体法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が

年間延長することとする。一、松くい虫被害対策特別措置法を平成九年三月三十一日まで五一

る薬剤防除を直接実施することのできる松林群の範囲を限定する薬剤防除を直接実施することのできる松林群の範囲を限定するとともに、特別防除、すなわち航空機によ林水産大臣又は都道府県知事が積極的に被害対策を推進する松一、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、農

死木についても伐倒及び薬剤による防除を行う補完伐倒駆除の三、現行の被害木の伐倒等の駆除命令と併せて、被圧等による枯施計画において、対象松林の区域を明確化することとする。また、その一環として、都道府県知事及び市町村が定める実

ました。

うことができることとする。するため、都道府県知事が森林組合等に対し必要な助言等を行命令をすることができることとするほか、樹種転換を一層促進

委員長報告

ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会にお

間延長する等の措置を講じようとするものであります。合合併助成法改正案は、合併及び事業経営計画の提出期限を五年長する等の措置を講じようとするものであります。また、森林組まず、松くい虫被害対策法改正案は、法の有効期限を五年間延

詳細は会議録によって御承知を願います。合併推進のあり方、森林組合の現状と課題等でありますが、その中散布についての見解、樹種転換による防除の推進、森林組合のが、その質疑の主なものは、松くい虫被害の発生状況、薬剤の空委員会におきましては、両法律案を一括して審査いたしました

て林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言があり質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

案どおり可決すべきものと決定いたしました。(続いて、採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもって原

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第一二

두.

医合

及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、そ同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化

一、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を五 年間延長して、平成九年三月三十一日までとすることとする。 おりである。

の主な内容は次のとおりである。

要件に追加することとする。計画及び市町村森林整備計画と調和したものであることを認定ともに、「合併後の組合の事業経営に関する計画」が地域森林化等を内容とする森林施業の合理化に関する計画を追加すると二、「合併及び事業経営計画」の計画事項として森林施業の共同

県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例三、「合併及び事業経営計画」の提出期限の延長に伴い、都道府

措置を設けることとする。

委員長報告

前ページ参照

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第三六

号)

要旨

要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のと物の高付加価値化等を図る観点から農業改良資金制度について所代を担う農業者の育成確保、農業経営の規模の一層の拡大、農産本法律案は、近年の農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次

礎の形成に必要な資金とすることとする。業の技術・経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基し、本資金においては、農業外からの新規参入青年も含め幅広し、本資金においては、農業外からの新規参入青年も含め幅広州 意欲ある青年農業者等の育成確保を図るため、現行の農業後一、意欲ある青年農業者等の育成確保を図るため、現行の農業後

一、農業経営の規模の拡大を一層推進するため、経営規模拡大資|

金について、 農用地の利用権の取得による農業経営の規模の拡

大に伴い必要な資金を新たに貸し付けることとする。

三、農産物の高付加価値化及び地域の特徴を生かした農業の展開 の導入と併せ行う加工方式の導入のための資金を新たに貸し付 に資するため、生産方式改善資金について、合理的な生産方式

ともできることとする。 め、従来の保証人による保証のほか、 農業改良資金の保証制度について、借受者の利便を図るた 物的担保の提供によるこ

けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、

であります。 業者等育成確保資金を創設するとともに、生産方式改善資金及び 経営規模拡大資金を拡充する等所要の措置を講じようとするもの 農業の担い手の育成確保等に資するため、青年農

育成確保対策、農外新規参入者の就農促進対策、中山間地域農業 の振興と転作作物の定着化のための生産方式改善資金の活用等に ついて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知 委員会におきましては、農業における担い手不足の現状とその

願います。

どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終局し、採決の結果、 本法律案は全会一致をもって原案

以上、御報告申し上げます。 なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

獣医師法の一部を改正する法律案 (閣法第四四号)

又は処方をすることができない医薬品の範囲の拡大等の措置を講 二、獣医師の臨床技術の向上を図るため、診療を業務とする獣医 じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。 してはならない飼育動物の追加、獣医師が自ら診察しないで投与 上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するた め、獣医師の任務の明確化、獣医師でなければその診療を業務と 業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向 、獣医師の活動範囲が拡大し、その果たすべき役割が多様化し 師は、免許取得後も、獣医系大学の附属施設である診療施設又 てきたことを踏まえ、獣医師の任務を明確化することとする。 は農林水産大臣の指定する診療施設において、 本法律案は、最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産 臨床研修を行う

よう努めるものとすることとする。

ととする。増大に対応するため、獣医師の診療対象飼育動物を追加するこ二、畜産物生産の多様化及び疾病に対する的確な防除の必要性の

で定める医薬品を追加することとする。投与又は処方することができない医薬品として、農林水産省令四、安全な畜産物の生産を図るため、獣医師が自ら診察しないで

省に獣医事審議会を置くこととする。よりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産七、獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法に

委員長報告

まず、獣医師法の一部を改正する法律案は、動物に関する保健員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委

確化する等の措置を講じようとするものであります。衛生の向上及び畜産業の発達等に資するため、獣医師の任務を明

のにようのであります。設の開設及び管理に関し、必要な事項を定める等の措置を講じよいで、獣医療法案は、適切な獣医療の確保を図るため、診療施

うとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人

用、家畜体外受精卵移植技術の開発等について質疑が行われまし望、産業動物獣医師不足の現状と対策、動物用医薬品の適正使を招いてその意見を聴取するとともに、我が国の畜産業の将来展

べきものと決定致しました。て、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すて、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決す質疑終局の後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案につい

た。その詳細は、

会議録によって御承知願います。

と決定いたしました。決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものり修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否がに、獣医療法案について、日本共産党を代表して林委員よ

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決の

決定いたしました。 結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと

以上、御報告申し上げます。なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。

獣医療法案(閣法第四五号)

要旨

とするものであって、その主な内容は次のとおりである。農林漁業金融公庫からの資金の貸付けを行う等の措置を講じよう本方針及び都道府県計画に従って診療施設の整備を図る者に対し事項を定めるほか、獣医療を提供する体制の整備を図るための基獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し必要な本法律案は、獣医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な

らに、往診診療者等についても、以上の事項を一部適用するこは、獣医師にその管理をさせなければならないこととする。さる基準に適合したものでなければならないこととするとともの手術室やエックス線診療室について、農林水産省令で定め知事に届出を行うこととする。また、診療施設の構造設備は、、診療施設を開設した者は、開設の日から十日以内に都道府県

ととする。

けを受けることができることとする。

は、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付けた場合には、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付し、当該都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとす。
はこれに即して都道府県計画を定めることができることとりに、都道府県計画を定めることができることとのまたがの基件を受けることができることとができることとができることとができることとができることとができることとができることとができることとができることとができることとする。

とができることとする。とができることとする。また、この場合でも、獣医事審議会の意見を聴き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならな獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除三、獣医師又は診療施設の業務に関する広告については、何人も

委員長報告

前ページ参照

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

要旨

のとおりである。
本法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変本法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変本法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変

する規定を整備することとする。

学精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵移植に関受精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理・受精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理・受精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵のがではいことについての獣医師の診断書の交付を受情に疾患を有しないことについての獣医師の診断書の交付をいる規定を整備することとする。

等に関する事項を追加することとする。る事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用府県の家畜改良増殖計画に、従来の優良な雄畜の利用等に関す一、優良な雌畜を家畜改良増殖に有効に活用していくため、都道

委員長報告

| | | | | | ページ参照

農業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

要旨

ある。 電話講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりで強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る等所要の措強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る等がである。 本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化

三、農協組織の各段階等において活用し得る事業譲渡等の規定を業務・会計監査機能の拡充等を図ることとする。正組合員以外の理事の枠を拡大することとする。また、監事の二、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、

整備することとする。三、農協組織の各段階等において活用し得る事業譲渡等の規定を

する等の改善を行うこととする。四、農事組合法人の設立のために必要な発起人の数の要件を緩和

委員長報告

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委

を講じようとするものであります。業内容の充実、執行体制の強化、農事組合法人の活性化等の措置まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、農協等の事

であります。 一拡充、合併を推進する法人の指定等の措置を講じようとするものが経営計画の提出期限の延長、合併経営計画が樹立できる範囲のまた、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、合

た。その詳細は、会議録によって御承知願います。将来方向、今後の農協合併のあり方等について質疑が行われまし業内容を拡充する意義、執行体制を整備する必要性、組織整備のを招いてその意見を聴取するとともに、農協等の現状と課題、事委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人

て林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言があり

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て原案どおり可決すべきものと決定致しました。 討論終局の後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもっ

以上、御報告申し上げます。なお、両法律案に対し、附帯決議を行いました。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第六

安旨

七号)

のであって、その主な内容は次のとおりである。
大、合併を推進する法人の指定等所要の措置を講じようとするも長、当該計画を樹立することができる農業協同組合の範囲の拡局組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延いがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協

一、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を三年間延長しのであって、その主な内容は次のとおりである。

ととする。とうならのでは、特定の専門農協の合併を追加するこに、合併経営計画を拡充し、特定の専門農協の合併を追加するこに、合併経営計画をたて、都道府県知事の認定を求めることがでて、平成七年三月三十一日までとすることとする。

三、合併経営計画に定めることができる事項として、固定した債

| | 前ページ参照 | とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする方策を追加するとともに、都道府県知事の認定を指定することができることとする。 を指定することができることとする。 を指定する方策を追加するとともに、都道府県知事及び農林水権に関する方策を追加するとともに、都道府県知事及び農林水 |
|--|--------|---|
| | | |